

平成27年5月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成27年5月27日(水) 午前9時00分～10時30分まで
出席委員	(12人) 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：関谷幸市 5番：押川和夫 6番：山田秋吉 7番：田中俊二 8番：堀田計一 10番：後藤ミホ 11番：西 和浩 12番：久保一美 13番：坂本康充 14番：澁谷浩一
欠席委員	(0人) なし
出席職員	事務局長：押川道彦 専門監：三隅秀俊 主事：小野大希
会議録署名委員	13番：坂本康充 14番：澁谷浩一
議事日程	平成27年5月27日(水) 1日間
報告	(1) 5月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について(5条～1件) (3) 農家相談日結果報告について(相談なし) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出について(1件) ② 農地の時効取得に関する通知について ③ 農地相談員の活動について ④ その他
会議事件	議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 議案第23号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第24号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
議長(会長) 鎌田 勝敏	ただ今から平成27年5月期の総会を開会いたします。 本日の出席委員は12名中12名全員出席ですので、総会は成立しています。 まず、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただきます。 何かご異議はありませんか。 (異議なし) それでは、13番：坂本康充委員 14番：澁谷浩一委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅氏と小野氏を指名いたします。 それでは、議事に入ります。まず、議案第22号は、農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>議案第22号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてです。  <b>【議案第22号受付番号6番について朗読後、説明】</b>      受付番号6番は、譲渡人G. Hさん、譲受人G. Mさんです。申請地は、土地表示大字高城字町 地目 畑1筆 面積187㎡です。移動区分は贈与です。転用目的は、駐車場66㎡となっています。先程、農地転用事前調査報告で農地部長からも説明がありましたが、入り口につきまして下にT. Kさんの宅地と山林がありますが、この2箇所を通らないと転用の申請が出来ませんので、承諾書が添付されています。担当委員は、8番堀田委員です。      以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>
<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>申請地の状況について、プロジェクターにより説明。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当委員8番の堀田委員の説明をお願いします。</p>
<p>(8番) 堀田 計一</p>	<p>申請地の先には、承諾者のTさんの墓もありますし、何も問題はありません。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案22号農地法第5条の規定による許可申請受付番号6の承認について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(6番) 山田 秋吉</p>	<p>承諾書中状況が変われば承諾しないとはどういうことでしょうか。</p>
<p>(8番) 堀田 計一</p>	<p>頻繁に駐車場を使う方が増え、Tさんの生活に支障をきたすことがあった場合に考えなおしますとのことだと思います。ただし、TさんもGさんの土地を通らないと自分の所の墓にいけませんので問題になることは無いと思います。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>(6番) 山田 秋吉</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質問はありませんか。</p>
<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>ビニールハウスの資材を置くためのパイプハウスはいつくらいに建てられたのでしょうか。</p>
<p>(8番) 堀田 計一</p>	<p>3年前の一筆調査時点ではありました。以前、農業をされていたので、当時は育苗ハウスとして使われていたと思います。はっきりといつからかは分かりません。今、Gさんは農業者年金のこともあり農業はされていません。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>よろしいですか。</p>

<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他にありませんか。それでは、無いようですので議案第22号受付番号6番農地法第5条の規定による許可申請の承認についてお諮りします。この案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第22号受付番号6番 農地法第5条の規定による許可申請の承認については原案のとおり承認可決といたします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に議案第23号農地利用集積計画 (所有権移転) について議題とします。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>総会資料14ページをお願いします。議案第23号 農地利用集積計画 (所有権移転) について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により下記の利用集積計画の決定を求めるものであります。</p> <p>整理番号1 受付番号6 移動区分 売買 譲受人 K. E 譲渡人N. S 土地表示 大字高城字岩戸口 地目 田 1筆 面積453㎡ 利用目的 稲作 売買価格 203,850円 支払方法 口座払いであります。移転時期・支払期限・引渡期限 平成27年6月30日となっています。</p> <p>つづきまして整理番号2 受付番号7 移動区分 売買 譲受人N. N 譲渡人N. S 土地表示 大字高城字鳥居久保 地目 畑 1筆 面積 1,012㎡ 利用目的 露地野菜 売買価格 455,400円 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡期限 平成27年6月30日となっています。</p> <p>つづきまして整理番号3 受付番号8 移動区分 売買 譲受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社 譲渡人N. S 土地表示 大字高城字鳥居久保 地目 畑 他3筆で総面積 4,152㎡ 利用目的 なし 売買価格は全部で1,868,000円 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡期限 平成27年6月22日となっています。この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業ということでこの後に出てきますが、H. Yさんが5年内に買取りをするということです。</p> <p>以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。</p> <p>① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、 ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること、 ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、</p> <p>③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること、</p> <p>の各要件を満たしております。</p> <p>受付番号6・7・8の担当委員は、8番堀田委員です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号6・7・8につきまして8番堀田委員から説明をお願いします。</p>
<p>(8番) 堀田 計一</p>	<p>受付番号6につきまして、N. Sが相続された土地で、K. Eさんが前から耕作されていましてその関係で売買となっています。受付番号7につきましても同じくN. Nさんが前から耕作されていてその関係での売買となっています。</p> <p>受付番号8番について事務局から説明がありましたが、農地中間管理機構が行う特例事業で公益社団法人宮崎県農業振興公社が取得しH. Yに利用権設定をし、H. Yさんが5年以内を買取ることとなっています。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案23号農用地利用集積計画(所有権移転)について質疑を受けます。質疑のある方は挙手の上、受付番号を言って質疑をしてください。</p> <p>(質疑無し)</p> <p>それでは、質疑が無いようですので議案第23号農地利用集積計画(所有権移転)について承認に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので議案第23号農地利用集積計画(所有権移転)については承認可決とします。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に議案第24号農用地利用集積計画(利用権設定)について議題とします。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料16ページです。議案第24号農用地利用集積計画(利用権設定)農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の利用集積計画の決定を求めるものであります。公告予定年月日は、平成27年6月10日となっています。</p> <p>整理番号1受付番号18番につきましては、更新となっていますので説明は省略します。</p> <p>整理番号2受付番号19番につきましては、先程議案23号受付番号8番で説明しましたが、譲受人H. Yさん、譲渡人公益社団法人宮崎県農業振興公社となっています。土地表示 大字高城字鳥居久保 畑 1筆1,011㎡ 他3筆 合計 4筆 4,152㎡ となっています。利用目的 露地野菜、始期 平成27年6月22日から終期平成32年6月21日の5年間となっています。借賃料は、全部で18,000円となっています。経営面積は4.9ha 家族数2名、稼働労働力2名。農地中間管理機構が行う特例事業となります。</p> <p>担当委員は、8番堀田委員です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案24号農用地利用集積計画（利用権設定）整理番号1受付番号18及び整理番号受付番号19の承認について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>（6番） 山田 秋吉</p>	<p>農地中間管理機構が行う特例事業とはどのような事業でしょうか。</p>
<p>事務局 （小野主事）</p>	<p>農地中間管理機構が行う特例事業は、平成25年度までは、農地保有合理化事業で実施されてきました。平成26年度から農地中間管理機構が各都道府県に1つ指定されることとなり、宮崎県では宮崎県振興公社が中間管理機構に指定されています。そのため、宮崎県振興公社が農地保有合理化事業を引継いで行うことになっています。農地中間管理機構は、基本的に農地の賃貸借ですが、売買事業については従前に引継いで実施されるということです。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑はありませんか。 （質疑無し） それでは、議案24号農用地利用集積計画（利用権設定）整理番号1受付番号18及び整理番号受付番号19の承認についてお諮りします。 議案24号農用地利用集積計画（利用権設定）整理番号1受付番号18及び整理番号受付番号19の承認について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ということですので議案24号農用地利用集積計画（利用権設定）整理番号1受付番号18及び整理番号受付番号19は承認可決とします。</p>
<p>協議会</p>	<p>1 6月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成27年5月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>